

日本シニアテニス高知 規約

第1章 総 則

- 第1条 (名 称)
本会は、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟の組織であり、「日本シニアテニス高知」と称する。
- 第2条 (目 的)
本会は、「楽しく 仲良く けんど負けとうない」をスローガンとし、テニスを通じて会員相互の親睦と健康増進を図り、高知県のシニアテニスの発展に努めることを目的とする。
- 第3条 (事 業)
本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1) 会員相互及び非会員との親睦テニス交流会を開催する。
(2) 他団体との交流を深める行事に積極的に参加する。
(3) 全国各地域主催のオープン大会、全国大会に積極的に参加する。
(4) テニス教室を開催する。
(5) その他、本会の目的に沿った事業を行う。
- 第4条 (事 務 所)
本会は、事務所を事務局長宅に置く。

第2章 組 織

- 第5条 (会 員)
会員は、本会の趣旨、目的に賛同、日本シニアテニス連盟に登録し、休会中を除き定められた年会費を納入した者で、高知県に在住及び高知県に所属を希望する者とし、60歳以上の男子並びに50歳以上の女子とする。
- 第6条 (入 会、休 会、退 会、復 会)
(1) 入会希望者は入会申込書及び入会金 5,000 円を高知事務局または個人で連盟事務局に提出する。
(2) 休会希望者は休会届を高知事務局に提出する。休会期間中は年会費を免除する。
2年目以降休会の場合も休会届を提出する。届のない場合は退会扱いとする。
休会者が復会する場合は、復会届を提出する。復会金は不要とする。
(3) 退会希望者は退会届を高知事務局に提出し、任意に退会できる。但し、既に納入された入会金、年会費等は返却されない。また、死亡された時、届なく会費を1年以上滞納した時は退会扱いとなる。
(4) 退会者が復会する場合は、復会届を提出し、復会金(退会年数×500円)を支払う。
- 第7条 (役 員)
本会に次の役員を置く。
(1) 代 表 1名 (2) 事務局長 1名
(3) 会計担当 1名 (4) 理 事 3名
(5) 監 査 役 1名 (6) 顧 問 1名
- 第8条 (役員を選出)
次期役員は役員会の推薦により選出され、総会において承認される。
- 第9条 (役員職務)
(1) 役員は役員会の議決に基づき業務を行い、業務を分担し執行する。
(2) 代表は、本会の事業(業務および財務)を総括する。
(3) 事務局長は、代表を補佐し、代表事故あるときは、これを代理する。
(4) 事務局長は、本会の会務全般を行い、必要に応じ会員に事務連絡を行う。
(5) 会計担当は、本会の会計事務を行い、会計年度終了後、1ヶ月以内に監査を受け、役員会に報告する。
(6) 監査役は、本会の業務および財務を監査する。
(7) 理事は、代表の要請により行事等の運営・統括を行う。
(8) 顧問は代表が委嘱し、本会の運営上の相談に応じる。

- 第10条 (役員任期)
(1) 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
(2) 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて役員会において選出する。
この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 役員会

- 第11条 (役員会)
本会は、第7条の役員をもって役員会を構成する。
役員会は原則として年1回行う。但し、代表が必要と認められた時は、随時これを開催する。

- 第12条 (召集)
(1) 役員会は、代表がこれを召集する。
(2) 役員会は、役員過半数の出席により成立する。
(3) 役員会に出席できない役員は、委任状をもって議決に参加することができる。
(4) 役員会の議長は、代表が務める。

- 第13条 (議決)
役員会の議決は、出席役員過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
役員のうち監査役、顧問は、議決権を行使しないものとする。

- 第14条 (審議)
役員会は、次の事項を審議する。
(1) 事業報告および収支決算報告 (2) 事業計画および収支予算(案)
(3) 役員推薦 (4) 会則の改正
(5) その他必要な事項

第4章 総会

- 第15条 (総会)
(1) 総会は春季大会に開催する。
(2) 必要に応じて、臨時総会を開催する。

第5章 会則の変更

- 第16条 (会則の変更)
本会則の変更は、役員会において決定する。

第6章 会計

- 第17条 (経費)
本会の経費は、年会費(2,000円)及びその他の収入金を充てる。
年会費は、高知県事務局が徴収し、本部、四国分を四国事務局に納入する。
(高知県：1,000円、四国：500円、本部：500円)

- 第18条 (会計年度)
本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第7章 監査

- 第19条 監査役は、本会の業務ならびに会計全般を監査し、結果を役員会において報告する。

第8章 附記

- 第20条 本規約は、2007年1月1日より施行する。
本規約を施行するために、別に細則を定めることが出来る。
2009年1月20日 一部改訂 2012年1月20日 一部改訂
2016年1月1日 一部改訂 2019年1月1日 一部改訂
2020年1月1日 一部改訂 2022年1月1日 一部改訂
2023年2月20日 一部改訂